

学校園の臨時休業について

Ⅱ 概要

姫路市立学校園について、新型コロナウイルス感染症の予防のため、令和2年3月2日（月）から春季休業前の3月24日（火）まで、学校保健安全法第20条の規定に基づく臨時休業を行っていた。

4月3日の臨時教育委員会において、春季休業明けからの教育活動の再開を決定したが、市長からの要請や兵庫県等の動向を踏まえ、本日、臨時教育委員会を開催し、5月6日（水）まで同条の規定に基づく臨時休業を行うことを決定した。

2 入学式等について

入学式等は、3月に行った卒業式等と同様、参加人数を抑えるほか、式典全体の時間短縮を図り、感染拡大防止に留意する。

なお、日程は次のとおりとする。

(1) 幼稚園

10日（金）に入園式及び始業式を実施する。

(2) 小学校及び義務教育学校（前期課程）

7日（火）に入学式及び始業式を実施する。

(3) 中学校及び義務教育学校（後期課程）

1年生は、8日（水）に入学式を実施する。

（義務教育学校の7年生は、8日（水）に進級式を実施する。）

その他の学年は、7日（火）に始業式を実施する。

(4) 高等学校

8日（水）に入学式及び始業式を実施する。

(5) 特別支援学校

各学部の1年生は、8日（水）に入学式を実施する。

その他の学年は、7日（火）に始業式を実施する。

3 登校日について

幼稚園を除き、臨時休業期間中、次のとおり登校日を設定する。

(1) 1週間当たり2日以内とし、学校ごとに定める。

(2) 登校する時間は午前中とする。給食は提供しない。

4 部活動について

臨時休業期間中、部活動は行わない。

ただし、高等学校については、兵庫県立高等学校に準じ、登校日において1日2時間以内で認めるが、対外試合、合同練習及び合宿は認めない。

5 その他

臨時休業を行う期間は、今後、情勢の変化に応じて、短縮又は延長をする場合がある。